

「経営一般（米国関税措置関連）」該当届

年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代表者

米国関税措置を発端として下記の事由に該当しているので、東京都中小企業制度融資の「経営安定融資（経営一般（米国関税措置関連）」の融資対象に該当することを届け出ます。

【該当事由】

米国関税措置を発端として事業活動に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組を記入してください。

--

「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること。

最近又は今後 3 か月間の売上高 (年 月～ 年 月)	前年同期の売上高 (年 月～ 年 月)	減少率
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

【注意事項】

- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

金融機関使用欄

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることについて、次のとおり確認しております。

①確認年月日・確認時刻

西暦 年 月 日	時 分
----------	-----

②確認方法

電話	来店面談	訪問面談	その他 ()
----	------	------	---------

③金融機関名・支店名・確認者名

金融機関名	支店名	確認者名